

地方独立行政法人制度の概要（中期目標期間最終年度の対応）

1 地方独立行政法人京都市産業技術研究所の中期目標期間

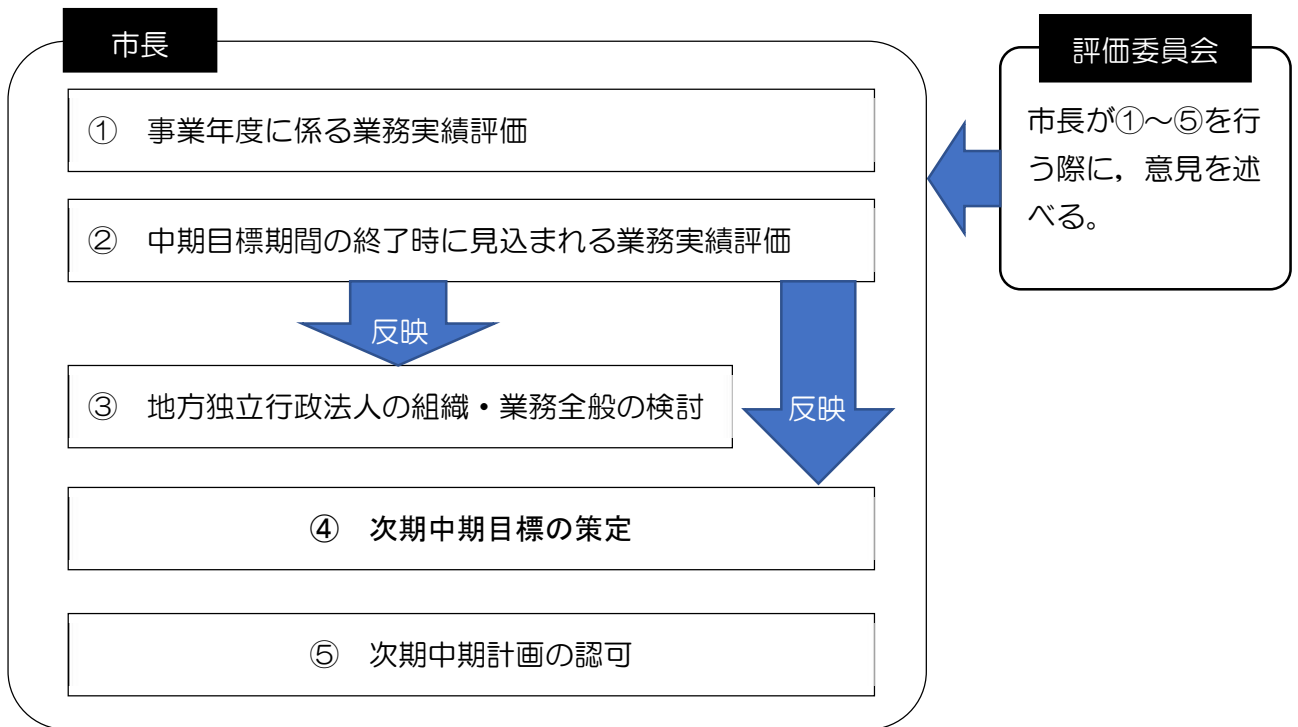
令和3年度は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所第2期中期目標期間の最終年度

- 第1期 平成26年度から平成29年度まで（4年間）
- 第2期 平成30年度から令和3年度まで（4年間）
- ↓
- 第3期 令和4年度から令和7年度まで（4年間）

2 中期目標期間最終年度の対応

- (1) 市長は、地方独立行政法人の中期目標の最終年度に、以下①～⑤のとおり実施する。
- (2) 市長は、以下①～⑤を行う際には、あらかじめ評価委員会（本市附属機関）から意見を聴取する。

<最終年度の流れ>



<評価委員会のスケジュール>

評価委員会開催日		市長が中期目標の最終年度に実施する内容
第1回	8月19日	① 事業年度(令和2年度)に係る業務実績評価 ② 中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価（見込評価） ③ 見込評価を踏まえた、地方独立行政法人の組織・業務全般の検討
第2回	10月1日	④ 見込評価を踏まえた、次期(第3期)中期目標の策定
第3回	1月以降	⑤ 次期(第3期)中期計画の認可